

妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業奨励金支給要綱

令和2年6月10日付 第12702号

改正 令和2年1月27日付 第88130号

(目的)

第1条 妊娠中の女性労働者に係る母性健康管理措置促進事業奨励金(以下「奨励金」という。)は、男女雇用機会均等法に基づく「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」(以下「指針」という。)の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の女性労働者が有給休業を取得できる職場環境の整備を推進することを目的とする。

(通則)

第2条 公益財団法人東京しごと財団(以下「財団」という。)が実施する奨励金の支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第3条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業等とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に定める「会社」又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第3条第2号に定める「特例有限会社」又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第22条又は第163条の規定により成立した法人等をいう。
- (2) 妊娠中の女性労働者とは、母子保健法第16条に基づき母子健康手帳の交付を受けたものをいう。

(支給対象事業者の要件)

第4条 この要綱において、奨励の対象とする事業者(以下「支給対象事業者」という。)は、企業等であって、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) 都内に勤務している常時雇用する従業員を1名以上かつ、6か月以上雇用していること。
- (3) 常時雇用する従業員が300名以下の企業等であること。

- (4) 東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱（平成31年3月19日付30総行革監第91号）に規定する東京都政策連携団体、事業協力団体又は東京都が設立した法人でないこと。
- (5) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (6) 労働関係法令について、次のアからキを満たしていること。
- ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
- イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
- ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」を締結し、遵守していること。
- エ 労働基準法に定める時間外労働の上限規制を遵守していること。
- オ 労働基準法第39条第7項（年次有給休暇について年5日を取得させる義務）に違反していないこと。
- カ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。
- キ 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置をとっていること。
- (7) 都税の未納がないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。
- (9) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。
- (10) 就業規則を作成して、労働基準監督署に届出を行っていること。
- (11) 雇用保険の被保険者として雇用する妊娠中の女性労働者が指針に基づき新型コロナウイルス感染症対策として休業したこと。
- (12) 前号に規定する労働者が支給申請日時点で東京都に在勤していること。

(13) 妊娠中の女性労働者の休業に向けた取組計画（環境整備、処遇、社内周知、相談体制等）を策定していること。

(14) 財団理事長（以下「理事長」という。）が企業名等について公表することに同意していること。

2 その他、理事長が適当でないと判断した場合は本奨励金の対象外とすることができる。

（奨励条件）

第5条 奨励金は、支給対象事業者が次に掲げる必要な取組について全て実施した場合に、予算の範囲内において支給する。なお、詳細は理事長が別途定める。

(1) 妊娠中の女性労働者の休業に向けた取組計画の策定及び周知

(2) 妊娠中の女性労働者の有給休業の取得

(3) 労働基準法第26条に定める手当の額の支給

（支給額）

第6条 奨励金の支給額は、一支給対象事業者に対し10万円とする。

（奨励対象期間）

第7条 奨励金の対象期間は、令和2年6月29日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず奨励金の支給申請期間は東京都の出えん金により財団が創設した基金の予算の全額が執行された日までとする。

（支給申請）

第8条 奨励金の支給の申請を行おうとする支給対象事業者（以下「申請企業等」という。）は、支給申請書（様式第1号）及び誓約書（様式第2号）を理事長へ提出しなければならない。なお、申請は一申請企業等につき一回限りとする。

2 同一の代表者が複数の企業等を所有する場合は、その企業等を前項における一申請企業等とみなす。

3 当該申請にあたっての提出書類は、別表に定めるもののほか、別途募集要項に定める。

(支給決定)

第9条 理事長は、前条により申請企業等から申請があった場合は、その内容を審査の上、次の各号のとおり支給決定又は不支給決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに支給決定を行い、支給決定通知書(様式第3-1号)により、当該交付決定の内容及びこれに付した条件について、当該申請企業等(以下「奨励事業者」という。)に通知する。

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不支給決定を行い、不支給決定通知書(様式第3-2号)により、当該不支給決定の内容及び理由について、奨励事業者に通知する。

(申請の撤回)

第10条 奨励事業者は、支給申請後に申請を撤回しようとするときは、支給申請撤回届出書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

2 申請企業等から申請の撤回があった場合は、当該申請はなかったものとみなす。

(奨励金の支払い)

第11条 奨励事業者は、第9条により通知を受けた場合において、奨励金の支払いを受けようとするときは、奨励金請求書兼口座振替依頼書(様式第5号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項により奨励金の支払いの請求があった場合、その内容を適当と認めたときは、速やかに支払うものとする。

(是正のための措置)

第12条 理事長は、第9条による支給決定の審査又は第13条の規定により、奨励事業の成果等がこの支給要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、これに適合させるために必要な措置を命ずることができる。

(支給決定の取消し)

第13条 理事長は、奨励事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の支給決定を取り消す。

(1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

- (2) 奨励金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 廃業及び倒産等により奨励事業の実施が客観的に不可能となったとき。
- (4) 奨励事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

（奨励金の返還）

第14条 理事長は、前条により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励事業者に奨励金が支払われているときは、期限を付してその返還を命じる。

- 2 前項の奨励金の返還期限は、当該返還を命令された日から起算して20日以内とし、返還に係る手続は、所定の納付書によりその期日及び場所を指定して行う。

（違約加算金及び延滞金の納付）

第15条 理事長が第13条により奨励金の支給決定を取り消した場合において、前条の規定により奨励金の返還を命じたときは、奨励事業者は、当該命令に係る奨励金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該奨励金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 理事長が奨励金の返還を命じた場合において、奨励事業者が定められた納期日までにこれを納付しなかったときは、奨励事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間については365日の割合とする。

（違約加算金の基礎となる額の計算）

第16条 前条第1項により違約加算金の納付を命じた場合において、奨励事業者の納付した金額が返還を命じた奨励金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた奨励金の額に充てる。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第17条 第15条第2項により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた奨励金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(奨励金の経理等)

第18条 奨励事業者は、奨励事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を交付決定のあった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第19条 理事長は、奨励事業者に対し、奨励事業の実施状況及び経費等について、関係職員に書面または立入による調査をさせることができる。

2 奨励事業者は、前項の規定に基づき、検査等の通知を受けたときは、これに応じなければならない。

(併給調整)

第20条 理事長は、支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金等のうち、国、都又は区市町村が実施するもの（国、都又は区市町村が他の団体等に委託して実施するものを含む。）を受給する又は受給した場合は、奨励金の併給を認めないものとする。

(その他)

第21条 奨励金の支給に関するその他必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月29日から施行する。